## 長野市移住者空き家改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内に存する空き家を有効活用することにより、市内への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、移住者等が行う空き家改修工事又は家財道具等処分の事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則(昭和61年長野市規則第4号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 空き家 自己の居住の用に供することを目的として建築された住宅その他の家屋(以下単に「住宅」という。)であって、現にその者及びその親族等が居住していないもの及びその敷地をいう。
  - (2) 移住者 この要綱に基づく補助金の交付の申請をした日(以下「申請日」という。)において次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 現に長野県外に居住し、かつ、申請日以前3年間において長野県内に居住し たことがない者
    - イ 現に本市に居住している者で、次に掲げる要件を全て満たすもの
      - (ア) 本市に転入した日((イ) において「転入日」という。)以前3年間において長野県内に居住したことがないこと。
      - (4) 転入日から申請日までの期間が5年以内であること。
  - (3) 登録空き家 長野市空き家バンク事業実施要綱(平成27年長野市告示第 695 号)に規定する空き家バンク又は法人その他の市長が適当と認める団体が運営する空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録されている空き家をいう。
  - (4) 空き家改修工事 修繕、模様替、設備の改修その他の移住者の居住の用に供するために行う空き家の性能の回復又は向上を図る工事をいう。
  - (5) 家財道具等処分 移住者の居住に当たって支障となる空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。

(交付対象者)

- 第3 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の いずれかに該当する者とする。
  - (1) 所有者等(所有権その他の権原に基づき空き家に係る売買、賃貸借その他の管理又は処分を適法に行うことができる者をいう。以下同じ。) から登録空き家の所有権を取得し、又は所有者等との間において登録空き家の賃貸借契約を締結した移住者で、次に掲げる要件を全て満たすもの
    - ア 20歳以上60歳未満であること。ただし、令和3年4月1日前において登録空き家の所有権を取得し、又は所有者等との間において登録空き家の賃貸借契約を締結した移住者が、同日から令和5年9月30日までの間に第8の規定による

申請をする場合にあっては、20歳以上65歳未満であること。

- イ 当該登録空き家の所有者等の3親等内の親族でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- エ 市町村民税 (特別区民税を含む。)、固定資産税又は軽自動車税に未納がないこと。
- (2) 前号に規定する要件を満たす移住者に対し登録空き家を賃貸する所有者等で、同号ウ及びエに掲げる要件を全て満たすもの(以下「賃貸人」という。) (対象事業)
- 第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、交付対象者が登録空き家の所有権を取得し、又は登録空き家の賃貸借契約を締結した日から4年を経過する日までの間に、市内に事務所又は事業所を有する事業者に行わせる登録空き家(移住者が居住を開始したことにより登録空き家でなくなった住宅を含む。第6第1項において同じ。)に係る空き家改修工事及び家財道具等処分とする。(対象経費)
- 第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める費用とする。

区分		対象経費
空き家改修工事	主要構造部又は構造	外壁、柱、床、はり、屋根、基礎、土台
	耐力上主要な部分	等の改修に要する費用
	居住の用に供する主	居住するために必要な居間、浴室、トイ
	要な設備	レ及び台所に付随する電気設備、イン
		ターネットの配線(宅内に限る。)、空
		調設備(配管に限る。)、給排水設備、
		給湯設備の改修等に要する費用並びに附
		属する備品類の改修に要する費用
	その他	畳、ふすま、障子、扉、窓、天井、内壁
		等の改修等に要する費用
家財道具等処分		居住に当たって支障となる既存荷物の整
		理、運搬及び処分に要する費用

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業について国若しくは県の補助金等又はこの要綱による補助金以外の市の他の補助金等(以下この項において「国等の補助金等」という。)の交付を受けるときは、当該国等の補助金等の対象となる経費については、前項の規定による対象経費から控除するものとする。
  - (補助率等)
- 第6 空き家改修工事に係る補助金の補助率等は、3分の2以内とする。ただし、当該登録空き家が市街化区域(長野都市計画に定める市街化区域をいう。以下この項において同じ。)に存する場合にあっては50万円を、当該登録空き家が市街化区域以外の区域に存する場合にあっては100万円を限度とする。

- 2 家財道具等処分に係る補助金の補助率は、10分の10以内とする。ただし、10万円 を限度とする。
- 3 移住者が空き家改修工事に係る補助金の交付を申請する場合において、当該移住者に15歳以後最初の3月31日までの間にある子が1人いるときにおける第1項の規定の適用については、同項ただし書中「50万円」とあるのは「60万円」と、「100万円」とあるのは「110万円」とする。
- 4 前項に規定する場合において、当該移住者に15歳以後最初の3月31日までの間にある子が2人いるときにおける第1項の規定の適用については、同項ただし書中「50万円」とあるのは「70万円」と、「100万円」とあるのは「120万円」とする。
- 5 第3項に規定する場合において、当該移住者に15歳以後最初の3月31日までの間にある子が3人以上いるときにおける第1項の規定の適用については、同項ただし書中「50万円」とあるのは「80万円」と、「100万円」とあるのは「130万円」とする。

(重複支給の禁止)

- 第7 この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けて補助事業をした住宅については、重ねてこの要綱の規定に基づく補助金の交付の対象としない。ただし、当該住宅について空き家改修工事又は家財道具等処分のいずれか一に係る補助金の交付を受けた場合において、当該住宅について他の一に係る補助金の交付を受けようとするときにおける当該他の一に係る補助金ついては、この限りでない。
- 2 前項の規定は、長野市中山間地域空き家改修等補助金交付要綱(平成27年長野市告示第696号)の規定に基づく補助金の交付を受けて同要綱第2第3号に規定する空き家改修又は同第2第4号に規定する家財道具等処分をした同第2第2号に規定する住宅について準用する。この場合において、同項中「この要綱の規定に基づく補助金の交付を」とあるのは「長野市中山間地域空き家改修等補助金交付要綱(平成27年長野市告示第696号)の規定に基づく補助金の交付を」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(補助金の申請等)

- 第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市移住者空き家改修等補助金交付申請書 (様式第1号)によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
  - (3) 市税の納付確認に関する同意書その他第3第1号エの要件を満たすことを確認するため市長が必要と認める書類
  - (4) 住宅及びその敷地に係る登記事項証明書
  - (5) 空き家改修工事又は家財道具等処分に係る見積書
  - (6) 空き家改修工事にあっては、次に掲げる書類 ア 空き家改修工事前の住宅に係る間取り平面図
    - イ 空き家改修工事に係る設計図

- ウ 住宅の外観及び施工予定箇所が分かる写真
- エ 移住者及び移住者と同居する者に係る住民票
- (7) 家財道具等処分にあっては、次に掲げる書類
  - ア 家財道具等処分を行う前の写真
  - イ 所有者等から家財道具等処分に関する依頼等があったことが確認できる書面 (家財道具等処分を行う者が移住者である場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(事前着手の制限)

- 第9 補助事業は、規則第4条の規定による補助金の交付決定が行われるまでの間は、これらに着手してはならない。ただし、交付決定が行われるまでの間に着手する特段の事情があるものとして市長の承認を受けたものについては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定による市長の承認の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

- 第10 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める書類を提出して行うものとする。
  - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市移住者空き家改修等補助金交付事業変更承認申請書(様式第3号)
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市移住者空き家改修等補助金交付事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
- 2 補助事業の内容を変更しようとする者は、前項第1号の申請書に、変更しようとする内容を確認するため市長が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 第9の規定は、補助事業の内容を変更しようとする場合について準用する。 (実績報告)
- 第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市移住者空き家改修等補助金交付事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 空き家改修工事にあっては、次に掲げる書類
    - ア 空き家改修工事に係る契約書及び領収書の写し
    - イ 施工実施箇所及び施工内容の分かる図面及び書類
    - ウ しゅん工写真
  - (2) 家財道具等処分にあっては、次に掲げる書類
    - ア 家財道具等処分に係る明細書及び領収書の写し
    - イ 家財道具等処分に係る作業中及び作業後の写真
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を 経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早 い日とする。

(補助金の交付請求書)

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市移住者空き家改修等補助金交付 請求書(様式第6号)によるものとする。

(補助金の返還)

- 第13 規則第13条及び第14条に定めるもののほか、市長は、補助事業を完了した日の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に、次のいずれかの事由が生じたときは、その交付決定を取り消し、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
  - (1)補助事業に係る住宅が取り壊され、又は売却されたとき(賃貸人から当該住宅を賃借する移住者(以下「賃借人」という。)に売却された場合を除く。)。
  - (2) 補助事業に係る住宅を賃借人が賃借した期間及び登録バンクにより賃借人を募集している期間の合計が48月に満たないとき。
  - (3) 第3第1号に掲げる者が市外へ転居したとき。
  - (4) 賃借人が賃貸人に対して対象経費の一部又は全部の負担を請求したとき。
  - (5) 賃借人が補助事業に係る住宅の賃借権を譲渡し、又は当該住宅を転貸したとき。
  - (6) 賃借人が空き家改修工事により整備した造作の買取りを賃貸人に請求したとき。

(空き家バンクへの再登録)

- 第14 賃貸人は、賃貸借契約の満了その他の理由により補助事業に係る住宅が空き家となったときは、当該空き家を空き家バンクに登録するよう努めるものとする。 (補則)
- 第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和元年6月26日長野市告示第73号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
  - (経過措置)
- 2 平成31年4月1日から令和元年6月30日までの間に空き家改修工事又は家財道具 等処分をした交付対象者に対しては、第9及び第10第3項の規定は、適用しない。
- 3 平成31年4月1日からこの要綱の施行の日までの間に空き家改修工事又は家財道 具等処分が完了した場合における第11第3項の規定の適用については、同項中「補助事業を完了した日」とあるのは、「この要綱の施行の日」とする。

附 則(令和3年3月31日長野市告示第198-9号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを 使用することができる。

附 則(令和3年7月21日長野市告示第 446号)

## (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市移住者空き家 改修等補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第3の規定は、令和3年4月1 日から適用する。

## (経過措置)

2 新要綱の施行の目前において、登録空き家の所有権を取得し、又は所有者等との間において登録空き家の賃貸借契約を締結した場合における新要綱第4の規定の適用については、同第4中「登録空き家の所有権を取得し、又は所有者等との間において登録空き家の賃貸借契約を締結した日」とあるのは、「令和3年4月1日」とする。